

施設燃料等購入単価契約

仕様書

令和8年4月

独立行政法人水資源機構
利根川下流総合管理所

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構利根川下流総合管理所(以下「機構」という。)が発注する「施設燃料等購入単価契約」に適用する。

第2節 納入場所

納入場所は、次表のとおりとする。ただし、防災危機管理上等の必要に伴い、機構が別途指示する場所に納入させることがある。

燃料等	施設名	納入場所
A重油	新横利根閘門機場	千葉県香取市三島地先
	ディーゼルエンジン(ポンプ用)	
	新横利根閘門機場 予備発電機	

第3節 契約期間

契約期間は、契約締結の翌日から令和8年5月22日までとする。

第4節 数量

別添「数量表」のとおりとする。

第5節 納入期限

機構が注文する燃料等は、可能な限り注文した日の翌日までに受注者は納入しなければならない。

なお、地震又は風水害等による防災態勢時は、受注者の営業時間外であっても、機構の指示する時間内に納入をお願いすることがある。

第6節 担当職員

第1項 機構は、主任担当職員及び担当職員(以下「担当職員等」という。)を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。変更したときも同様とする。

第2項 担当職員等は次に掲げる権限を有する。

- 一 機構の意図するものを実施させるための受注者に対する指示
- 二 契約書及び仕様書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾、回答
- 三 契約の履行に関する受注者との協議
- 四 契約の履行の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他履行状況の調査

第7節 燃料等供給の方法

機構は受注者へ電話連絡等で燃料等を注文し、受注者は、機構が指示する場所、日時、燃料等種別、数量のとおり供給するものとする。また、受注者は、供給が終了したときは、供給年月日、品名、数量、供給施設名を記載した供給伝票等(様式任意)を作成のうえ、担当職員等に交付するものとする。

第8節 請求書

受注者は、請求書について、納品日の属する月分(月末締め)を担当職員等が指定する区分にとりまとめて翌月の10日までに機構に提出すること。

第9節 消費税課税対象額

請求金額については、軽油単価には軽油引取税を含めるものとし、消費税課税対象額は、軽油引取税

を控除した残額とすること。また、軽油以外の燃料単価は、すべて課税対象額である。

第10節 契約金額の変更

契約締結後に予想することのできない経済情勢その他の情勢の変化又は物価水準の変動により単価が著しく不相当となったと認めるときは、相手方に対して単価の変更を請求し協議することができるものとする。

第11節 立会による確認

受注者は、次表の燃料等について、担当職員等の立会による確認を受けなければならない。この際、燃料等種類、規格(粘性も含む)、納入数量等を確認できる書面を担当職員等へ提出しなければならない。

品 名	規 格	引渡形態
A重油	陸上・LS・硫黄分重量比 0.5%以下	ミニローリー

第12節 安全管理

受注者は、危険物取扱いにあたっては、引火等の重大な事故等が発生しないように慎重かつ適正に納品することとし、安全管理に万全を期さなければならない。

第13節 災害時の優先供給

災害時における施設の危機管理上、受注者は燃料等の枯渇が予想される場合には、機構施設へ優先的に供給できるよう燃料等確保に努めるものとする。

第14節 疑義等

受注者は、仕様書に明記されていない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員等と協議するものとする。

別添 1

数量表

品名・規格	施設名	納入場所	令和8年度予定数量 (総給油量/給油回数)
A重油 (陸上・LS・硫黄分重量比0.5%以下)	新横利根閘門機場 ディーゼルエンジン (ポンプ用)	千葉県香取市三島地先	1,000L/1回
	新横利根閘門機場 予備発電機		

※ 上記は予定数量であり、必ずしもその数量の供給を受けることを約束するものではない。